

# 事務所コラム

2026年3月9日(月)

〒133-0052 東京都江戸川区東小岩 6-21-3

東京RS税理士法人

TEL 03-5612-1821 FAX 03-5612-1822

Email [reiko@ebihara-tax.jp](mailto:reiko@ebihara-tax.jp)

## これも課税対象なの？ 意外と多い！「一時所得」となるもの

### 意外なものも!? 一時所得に該当するもの

思わぬ臨時収入が入ると嬉しいものですが、その裏に税金が潜んでいる場合があります。次のような営利目的でない一時的な所得は、一時所得といい、所得税が課税されます。

#### (1) 懸賞金・賞金

TV番組のプレゼント・懸賞、福引きの賞品が該当します(業務関連のものは除く)。

#### (2) 公営ギャンブルの払戻金

競馬・競輪の払戻金が該当します(営利目的の継続的行為から生じたものは除く)。

#### (3) 生命保険一時金など

生命保険の一時金や損害保険の満期返戻金等が該当します。ただし、保険料負担者本人が受け取る場合に限りです。

#### (4) 法人から贈与された金品

雇用関係がない企業(法人)から贈与される金品が該当します。

#### (5) 拾得物の報労金・埋蔵金発見報酬

落とし物を拾った場合に受け取るお礼が該当します。埋蔵金の発見報酬も同様です。

#### (6) ふるさと納税の返礼品

ふるさと納税をして自治体から送られる返礼品も、経済的利益ですので該当します。

その他にも、PTA解散時の分配金や賃貸立

ち退き料(一部)も一時所得に該当します。

### 一時所得の計算方法

一時所得は次の算式により求めます。

総収入金額－収入を得るために支出した金額－特別控除額(最高50万円)

この金額を1/2した金額を他の所得と合計して、納税額を計算します。

### ふるさと納税の返礼品は申告が必要か？

上記の算式を見ると50万円を差し引けることになっているので、収入が50万円を超えなければ申告をする必要はありません。

例えば、ふるさと納税の場合、返礼品の合計額(調達価格)が年間50万円を超えなければよいこととなります。ただ、返礼品の調達価格をいちいち調べるのは大変です。そこで、総務省が告示した返礼品の返礼率30%を参考にするという方法もあります。この場合、年間約167万円(166万6,667円)以上の寄附を行うと、50万円を超えることとなります(一般的には、給与収入4,000万円ぐらいの人が該当します)。

最近では、4年間で自治体に131件(約7,000万円)の寄附を行った人の返礼品の経済的利益が一時所得であるとして、不服審判所・地裁で争われています。



税金がかかるなんて、知らなかった！